

第 9 期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案に関する意見募集の結果について

健康福祉部高齢者支援課

令和 6 年 2 月 1 9 日

第 9 期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について、市民の皆様からいただきましたご意見の概要とこれらに対する市の考え方を下記のとおりお知らせいたします。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見募集期間 令和 5 年 1 2 月 2 6 日（火）～令和 6 年 1 月 1 5 日（月）

2 意見件数（提出者数） 1 件（1 名）

3 意見の取扱い

内訳	内容	件数
修正	案を修正するもの	1

4 意見の概要と市の考え方

ご意見・提案の概要	市の考え方
<p>市の施設である養護老人ホーム「芝光苑」は、第 1 種社会福祉事業に位置付けられ、高齢者施設としては 50 年を経過する重要な施設であります。</p> <p>熊本県の同計画では、「生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについて地域の実情に応じ、一定数を確保します。」と記載されておりました。そのほか、個室化、耐震化への支援等が記載されています。</p> <p>その芝光苑について、軽費老人ホームを廃止し、養護老人ホームを民間へ譲渡する方針の記載がありません。</p>	<p>ご意見のとおり、市で唯一の養護老人ホームである「芝光苑」は、経済的理由、環境的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者の住まいの確保だけでなく、高齢者虐待などの課題に対応するためのセーフティネットとしての機能も有する必要性の高い施設としてあり続けています。令和 7 年 4 月から「芝光苑」を民間へ譲渡する予定としており、譲渡後も継続した住まいの提供を行い、高齢者福祉サービスの更なる向上を図っていきます。</p> <p>素案の 61 ページ以降、基本目標 3 「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり」を目指すために、(2)</p>

① 昭和 56 年以前に建築され、耐震基準を満たしていない施設であること。

② 施設の老朽化に伴い、施設の空床化が顕著であること。

③ 入所者の高齢化に伴い、介護等を必要とする入所者が必要なサービスを受けられるように支援を行うこと。

④ 軽費老人ホームを廃止し、契約入所による施設の有効活用及び経営の安定は重要な課題であること。

ぜひ、上記 4 点について計画に記載されるよう強く要望します。

「住み慣れた地域で生活するための環境づくり」を進めるうえで、「生活の基盤となる住まいが安定して提供されること」が必要としています。

「芝光苑」による継続的な住まいの提供体制の維持は、この基本目標 3 に沿った取組であり、次のとおり文言を追加します。

素案 64 ページ 主な取組 2 段目

主な取組	取組の内容
住まいの提供体制の確保	経済的理由、環境的な理由により自宅で生活することが困難な方や介護保険施設等への入所困難な方については、引き続き養護老人ホームへの措置入所を検討していきます。 <u>また、養護老人ホームは、生活が困難な高齢者の住まいの確保だけでなく、高齢者虐待などの課題に対応するためのセーフティネットとしての機能も有する必要性の高い施設であるため、施設の民営化や契約入所等の柔軟な取扱いの促進により、施設の継続性の維持に努めていきます。</u>